

品法 リサイクル食

4月から定期報告義務

違反は20万以下の罰金

改正食品リサイクル法で食品関連事業者に対して新たに義務付けられることになった定期報告の提出期間が4月からスタートする。対象は、食品廃棄物等の発生量が100トン以上の食品関連事業者で、2008年度（4月1

の食リ法対応が本格化するとの見方もある。主な報告事項は、食品廃棄物等発生量、再生利用等実施量・実施率、再生利用製品等の量、判断基準の遵守状況。農水省のホームページから入力用エクセルファイルダウンロードし、ガイドラインを参照しながら記入して電子申請または書面提出のいずれかの方法で提出する。期限は毎

年度6月末まで。報告不履行または虚偽報告の義務違反には、20万円以下の罰金が科せられる。農水省では周知徹底

のため、昨年から全国30万以上の会場で定期報告の説明会を実施。合計2000人近くの食品関連事業者が参加した。

再生利用事業者の中には、定期報告義務に伴う規制強化によるビジネスチャンスの拡大を期待する声もある。